

収用裁決に基づく補償金を円滑に払渡した事例について

高 李奈¹

¹利賀ダム工事事務所 用地課 （〒939-1363 富山県砺波市太郎丸1丁目5番10号）。

事業で必要となる土地について、土地収用法による裁決に基づき、多数相続を含む権利者118名に損失補償金の払渡を行った事例である。本論文では、裁決の効力が失効する期限までに損失補償金を円滑に払渡するため、支払方法毎の問題点等を検討し、持参人払によることなく、現金書留、口座振込及び供託を行った手続の過程を紹介する。

キーワード 土地収用法、補償金払渡、支払相続人多数

1. 事業概要

利賀ダム建設事業（以下「本事業」という。）は、庄川の右支川である利賀川において、河口より約40km、庄川合流点より8kmの位置に多目的ダムを建設する事業である。庄川は、急流のため古くから洪水等により被害を繰り返しており、渇水被害も過去幾度となく発生している。このことから、洪水調節・流水の正常な機能の維持・工業用水の確保を目的として本事業を計画するものである。（図-1）

2032年3月完成に向け、2024年はダム本体着工を予定しており、ダム完成後の湛水の影響で地すべりを誘発するおそれがあることから貯水池斜面对策工事を同時に実施している。（図-2）



図-2 利賀ダム本体工事及び貯水池斜面对策工事(完成予想図)



図-1 利賀ダム位置図

2. 収用裁決に至った経緯

本事案は、相続登記がされていない共有地であり、起業者にて相続人の調査を行った結果、権利者は113名とすることが判明した。これらの権利者に対して事業への協力を求めたが、数名から理解を得ることができなかった。また、相続に関する意向を確認したところ、回答を得られない者や住所不明者がいたことなどから持分の特定に至らなかった。これらの理由により、任意協議によって本件土地を取得することは困難であると判断し、事業の完成予定を考慮したうえで、土地収用法による事業認定を受け、裁決申請及び明渡裁決の申立てを行うこととした。

3. 収用裁決手続について

(図-3)が収用裁決の手続の流れである。
本事案では、2023年1月27日に国土交通大臣より事業の認定を受け、土地調書・物件調書を作成のうえ、同年4月19日に富山県収用委員会に裁決申請及び明渡裁決の申立てを行った。同年8月2日に第1回審理が開催され、同年9月22日に権利取得裁決及び明渡裁決がなされた。

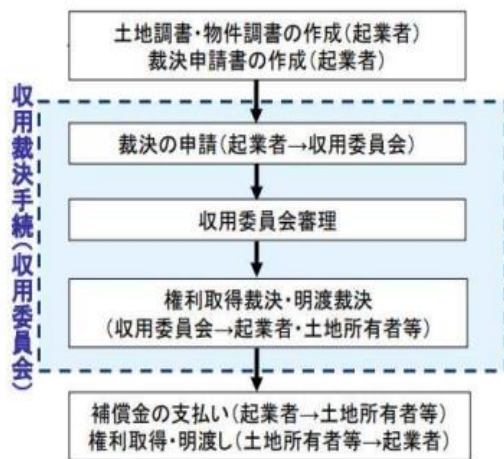


図-3 収用裁決手続フロー

4. 補償金の払渡について

(1) 問題点の検討

土地収用法では、起業者が権利取得の時期までに補償金を払渡しない場合は、権利取得裁決はその効力を失い、裁決手続開始決定は取消されたものとみなすとされている。本事案では権利取得裁決及び明渡裁決の日から4ヶ月以内として申立し、起業者の申立どおり2024年1月22日を権利取得の時期及び明渡しの期限として裁決された。本事案は、権利者が多数であることから支払手続が難航すると予想された。そのため、以下について検討し、支払手続が円滑に進むよう事前準備を行った。

まず、期間内に補償金の払渡を完了するためにはどのような支払方法が適切であるのか、それぞれの方法の利点と問題点を抽出した。

a) 口座振込

[利点]

- ・補償金の紛失のリスクがないため安全性が高い。
- ・3種類の方法の中で一番経費が安価である。(表-1)

[問題点]

- ・多数の権利者に対する口座情報の確認が必要なため、手続に時間を要する。
- ・振込後、権利者から補償金受領書を徴取する必要がある。

b) 現金書留

[利点]

- ・補償金受領書の徴取が不要のため、権利者の負担(受領書返送の手間)が少ない。

[問題点]

- ・現金を直接取り扱うため紛失のリスクがある。
- ・口座振込に比べ、経費が高額である。(表-1)

c) 持参人払

[利点]

- ・権利者へ直接補償金を払渡することができる。

[問題点]

- ・現金を直接取り扱うため紛失のリスクがある。
- ・補償金支払日に関する権利者及び本局会計課との日程調整や、支払のための職員の移動時間などが必要となる。
- ・遠隔地を含む多数の権利者がおり、限られた事務所の人員では手続に時間を要する。
- ・旅費等の交通経費が多く必要となる。

表-1 支払方法毎の経費比較表

	口座振込	現金書留
経費 (1件あたり)	170円余り ・依頼文書 (切手82円×2) (返信分含む)	2600円余り ・通知文書(内容証明、 配達証明他1500円余) ・現金書留(現金書留、 配達証明他1100円余)

(2) 支払方法決定経緯

現金書留と持参人払による現金での支払は、出納官吏等がこれを取り扱う必要があるが、当事務所には出納官吏等が任命されていない状況であった。そのため、本局会計課と相談のうえ、本局の資金前渡官吏所属の出納員として、事務所の職員を任命することとした。出納員は、資金前渡官吏から資金交付を受け、支払の任務にあたるが、資金交付を受けた日から5日以内(資金前渡官吏と協議し10日まで延長が可能)に支払を完了する必要がある。未渡金はその期間経過前に資金前渡官吏に返納しなければならない。よって、資金交付から支払、受領拒否の場合の対応等、現金の出納保管に関するスケジュールを本局会計課と綿密に管理する必要がある。

口座振込では、振込後に権利者より「補償金受領書」の徴取が必要となる。これは、収用による所有権移転登記にあたり、収用裁決が効力を失っていないことを証する情報(不失効証明情報)として用いるものであるが、補償金受領書について、確実に徴取ができるか懸念があった。他の地方整備局では、補償金受領書に代えて、支出決定決議書等の支払手続関係書類の写しを以て不失効証明情報とした先例があったため、法務局と協議した。その結果、支出済一覧表に「〇年〇月〇日支払を完了し

たことを証明する」旨を付記し、官署支出官が押印したものを支出決定決議書とともに提出することで不失効証明情報として取り扱ってよいこととなった。

以上を踏まえ、現金の取扱を極力減らし、支払に要する経費を低減するため、原則「口座振込」とすることとし、権利者から口座情報の提供がない場合は「現金書留（土地収用法第 100 条の 2）」とすることにした。権利者に郵送する振込先指定書の提出依頼書には、「期限内に振込先指定書の返送がない場合は、現金書留にて支払う」旨を記載することで、速やかに現金書留による支払手続に移行することとした。また、現金書留を受領しない権利者については、受領を拒んだとみなし、速やかに供託するよう計画した。（図-4）

なお、持参人払は、県外の権利者が多く、日程調整や資金交付から支払までのスケジュール管理が煩雑となること、長距離移動で現金紛失のリスクを伴うなどから、支払方法から除外することとした。

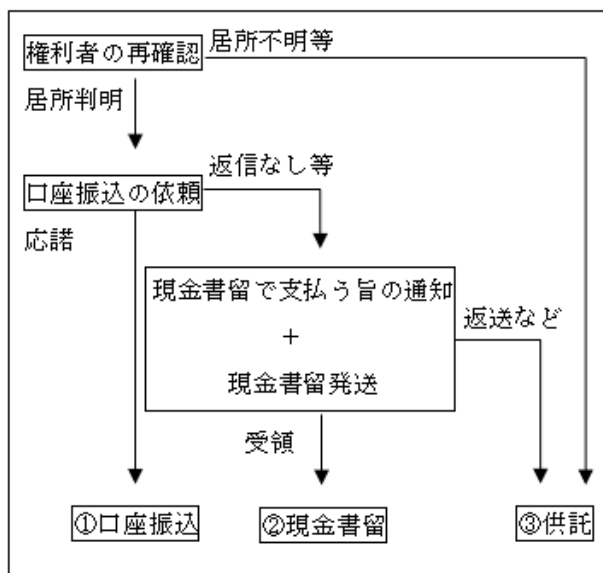


図-4 支払手順

(3) 払渡結果

a) 口座振込

2023 年 10 月 5 日に、113 名の権利者のうち住所不明者 1 名を除く、112 名の権利者に対し、事前に作成しておいた振込先指定書とその提出依頼書を郵送し、権利者 97 名から返送があった。なお、14 名からは返送がなく、1 名は権利者が裁決後に死亡したとの連絡があった。振込先指定書が届いた権利者は支払決議書を作成し口座振込の手続を進めた。権利者から提出された振込先指定書に記載された口座番号の記載方法に、誤りがあるものなどが見受けられたため、権利者に連絡し、口座情報を再確認するなどの手間を要し苦労した。その後、支払手続を行った結果、同年 10 月 26 日に権利者 97 名に対し、口

座振込による支払手続が完了した。（表-2）今回の事案では補償金受領書に代えて、支出決定決議書等の支払手続関係書類の写しを以て不失効証明情報と取り扱うことができたことにより円滑に進めることができた。また、口座情報再確認では苦労したが、振込前の確認を入念に行ったことにより支払不能を発生させることなく口座振込による支払手続を完了することができた。

b) 現金書留

口座振込に応じなかった 14 名に対して、「現金書留を送付する」旨を記載した内容証明を同年 10 月 23 日に郵送し、その後、同年 11 月 1 日に現金書留の封入をし同日発送した。現金書留での支払手続に際しては、金種表の作成・内容証明の作成・封入作業の手順の検討を事前に行うことで短時間で封入作業を行うことができた。また、内容証明の送付にあたり、事前に郵便局と打合せを行った。打合せの内容は、内容証明の件数が多いため、1 日で処理を行うことは可能かという点と、郵便局で内容証明の記載内容を事前に確認してもらうことの可否についてである。打合せの結果、事前に連絡し発送当日の朝持ち込めば対応可能であること、内容証明の記載内容は事前に確認できないということが分かった。この打合せを踏まえて内容証明を送付した結果、1 日で内容証明の郵送処理を完了することができた。



写真-1 現金書留封入作業

また当初、現金書留の封入作業については1度で完了する予定だったが、振込先指定書の提出を依頼する最中に、収用裁決後間もなく権利者のうち1名が死亡していたことが判明した。このため、速やかに法定相続人の調査を実施し、6名の権利者（法定相続人）を特定した。このことにより、権利者が113名から118名になった。その後、法定相続人で協議をした結果、法定相続分に基づいて補償金を分割し、現金書留で受領することになった。その後、1回目と同様に、同年10月31日に内容証明を郵送し、同年11月8日に現金書留を封入し同日発送した。

現金の封入作業では、他の地方整備局の先例を参考とし、確実に裁決書の補償金を封入したことを証明できるように、作業風景をビデオカメラとカメラで撮影し動画と写真によって記録を行った(写真-1)。また、硬貨や紙幣の金種毎に担当者を割り振りして封筒に並べ、担当者全員で金額のチェックを行い、経理担当課長の最終確認後に封印する体制をとり、誤りがないよう確実に作業を実施した。なお、現金書留は、損害賠償額が50万円となるため、それを超える補償金となる権利者の場合は、1封筒あたり50万円を限度として複数の封筒に分割し封入した。現金書留の発送後、権利者への配達完了を即座に把握するため、配達証明書を活用した。この証明書を以て現金書留の受取を確認したことで配達の実態を把握し、受領せずに封筒が返送された権利者は供託の手続の準備に取りかかった。このように十分な事前準備を行い、書留郵便により補償金の発送を行った結果、1度目は14名のうち12名が受領、2度目は権利者6名全員が受領し、口座振込及び現金書留両方を受領しなかった2名分は供託した。(表-2)

c) 供託

土地収用法では、供託は収用し、又は使用しようとする土地の所在地の供託所にしなければならないと規定されており、管轄法務局と打合せを行い事前準備をした。主に行った準備としては、法務局に供託書の記載方法を確認し、供託が決まった段階で直ちに手続に取りかかることができるようにした。供託金の納付について、当該供託所では現金取扱をしていないため、「ペイジー（電子納付）」によることとした。なお、ペイジーは取引額に上限が設定されているが（ATMの場合100万円を上限とする銀行が多い）、本事案では上限以下であったため、この納付方法によることができた。ペイジーの流れは、供託書用紙（OCR用紙）に供託の原因たる事実等を記載し、供託所窓口申請し、受理後に発行される「供託受理決定通知書」に記載の納付番号を用いて、各金融機関のペイジー対応ATMで納付となる。この方法で、返送された2名分の現金を同年11月13日に納付した。（土地収用法第95条第2項第1号による供託）

また、権利者のうち1名が住所不明だった。住所を調

査したところ、住民登録はされているが記載されている住所には居住実態がなかった。土地収用法施行令第5条では、送達を受けるべき者の住所、居所その他送達すべき場所を確知することができない場合、権利者の保護を図るため「公示送達」の規定が設けられている。公示送達は、裁決書正本等の送達すべき書類を送達を受けるべき者にいつでも交付する旨を都道府県の掲示場に掲示するとともに都道府県の公報に掲載して行うものとしてされており、掲示及び掲載をしたときは、その掲示を始めた日の翌日から起算して20日を経過した時に送達があったものとみなされる。本事案では同年10月18日に裁決書の送達があったとみなされるため、その日以降の同年10月20日に「国庫金振替」により供託をした。

（土地収用法第95条第2項第2号による供託）

以上の供託を以て、期限内に起業者としての払渡すべてが完了し、裁決が失効することはなくなった。(表-2)

表-2 払渡結果

支払方法	人数	内訳
口座振込	97名	
現金書留	18名	口座振込に応じず現金書留を受領(12名) 権利者死亡による法定相続人(6名)
供託	3名	口座振込及び現金書留両方を受領拒否(2名) 所在不明者(1名)

5. おわりに

今回の事例では、口座振込、現金書留及び供託の3種類の方法を活用し、収用裁決から約2ヶ月後の2023年11月13日までに補償金の払渡を完了することができた。次のような良い状況が重なったこともあり、短期間で支払手続を行うことができた。1つ目は、現金書留による支払となった権利者のうち、補償金額が多い者でも200万円弱程度と比較的少額であり、人数も初回で12名と少なかったため、現金書留の封入作業を比較的容易に行うことができたこと。2つ目は、口座振込による支払の場合に補償金受領書に代えて、支払手続関係書類の写しを不失効証明情報として取扱ってよいことになったこと。補償金受領書が必要な場合、事業反対者や県外の権利者等から補償金受領書を徴取できなかった際に、支払手続が完了せず、権利取得裁決が失効する可能性があった。3つ目は、事業反対者が現金書留を受領したため、支払手続を円滑に進めることができたことである。また、権利者の死亡についても至急相続調査を行い、支払手続を行うことができたことである。この事例では支払手続前

に死亡が確認されたことや、収用裁決後に死亡した権利者が1名であったことから支払手続が長期化することもしなかった。

このように不測の事態が発生することもあり得るため、これに備えて、権利者の連絡先、状況の把握が常に必要であると感じた。また、支払期限までに限られた職員数でいかに効率よく業務を進められるかが課題となると思われる。今回同様の多数の相続者が存在する土地につい

て収用裁決があった場合、案件ごとに条件や状況が異なるため、事前に法務局、郵便局、金融機関等の各関係機関や本局会計課等と十分な打合せを行った上で、支払方法を考えスケジュールをたてることが望ましいと感じた。今回の事例が1つの参考になれば幸いである。

謝辞：本論文の作成にあたり、ご指導ご鞭撻いただいた関係者の皆様に深く御礼申し上げます。